

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第7号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
学校名	区分	教育の 対象者	部	課程等	学 科	修業 年限	学校名	区分	教育の 対象者	部	課程等	学 科	修業 年限
岩手県立 盛岡視覚 支援学校		視覚障 害者	幼稚部			<u>2年</u> 以内	岩手県立 盛岡視覚 支援学校		視覚障 害者	幼稚部			<u>3年</u> 以内
[略]							[略]						
岩手県立 一関清明 支援学校		[略]	高等部	[略]			岩手県立 一関清明 支援学校		[略]	知的障 害者	高等部	[略]	
		肢体不 自由者 病弱者							肢体不 自由者 病弱者				
[略]							[略]						
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。